

日医発第1223号（保256）
平成29年3月1日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成29年2月8日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E3 1件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成29年2月15日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌4月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平29. 2. 14 保医発0214第5号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発0214第5号
平成29年2月14日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）を下記のとおり改正し、平成29年2月15日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第13部第1節N005HER2遺伝子標本作製に次のように加える。

(3) PD-L1タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

ア PD-L1タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、区分番号「N005」HER2遺伝子標本作製の「1」単独の場合の所定点数に準じて算定する。

イ 本標本作製は、抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第13部 病理診断 第1節 病理標本作製料</p> <p>N005 HER2遺伝子標本作製 (1)・(2) 略 <u>(3) PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</u> <u>ア PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、区分番号「N005」HER2遺伝子標本作製の「1」</u> <u>単独の場合の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本標本作製は、抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を</u> <u>判断することを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織</u> <u>標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定</u> <u>までの間に1回を限度として算定する。</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第13部 病理診断 第1節 病理標本作製料</p> <p>N005 HER2遺伝子標本作製 (1)・(2) 略 (新設)</p>

新たに保険適用が認められた検査

平成 29 年 2 月 14 日 保医発 0214 第 5 号（平成 29 年 2 月 15 日適用）

測定項目	PD-L1 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製
商品名	①PD-L1 IHC 22C3 pharmDx 「ダコ」 ②PD-L1 IHC 28-8 pharmDx 「ダコ」 （アジレント・テクノロジー株式会社）
区分	E3（新項目）
測定方法	免疫組織化学染色法（免疫抗体法）
主な測定目的	①がん組織・細胞中のPD-L1発現率の測定 → 非小細胞肺癌患者におけるペムプロリズマブ（遺伝子組換え）（銘柄名：キイトルーダ点滴静注20mg、同100mg）の適切な投与を行うための補助に用いる。 ②がん組織・細胞中のPD-L1発現率の測定 → 非扁平上皮非小細胞肺癌患者におけるニボルマブ（遺伝子組換え）（銘柄名：オプジーボ点滴静注20mg、同100mg）の適切な投与を行うための補助に用いる。
準用点数	N005 HER2 遺伝子標本作製 1 単独の場合 2,700点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。（変更箇所下線部） 第13部 病理診断 第1節 病理標本作製料 N005 HER2 遺伝子標本作製 (1)・(2) 略 <u>(3) PD-L1タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製</u> ア PD-L1タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、区分番号「N005」HER2遺伝子標本作製の「1」単独の場合の所定点数に準じて算定する。 イ 本標本作製は、抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

（日本医師会医療保険課）